

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は生活保護事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山市長

公表日

令和5年4月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務
②事務の概要	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦臨時特別給付金の支給及び返還 ⑧電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給及び返還 ⑨医療扶助のオンライン資格確認については以下の事務を行う。 ・生活保護システムから医療保険者等中間サーバ等へ特定個人情報の登録を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバ等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバ等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※) 社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。</p>
③システムの名称	<p>①生活保護システム ②団体内統合宛名システム ③住民記録システム ④個人住民税システム ⑤中間サーバ ⑥医療保険者等向け中間サーバ等 ⑦統合専用端末</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15、63、101の項、同条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15、48、74条、別表第一告示 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、第9号 (別表第二における情報照会の根拠) 1 別表第二の26、87、121の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、59条の4 (別表第二における情報提供の根拠) 1 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59-2、59-3条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	和歌山市 福祉局 社会福祉部 生活支援第1課 生活支援第2課
②所属長の役職名	生活支援第1課長 生活支援第2課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

和歌山市総務局総務部総務課
640-8511 和歌山市七番丁23番地
073-435-1314

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

和歌山市社会福祉部生活支援第2課
640-8511 和歌山市七番丁23番地
073-435-1061

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	和歌山市総務部総務課市政情報班 640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	和歌山市総務局総務部総務課 640-8511 和歌山市七番丁23番地 073-435-1314	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	評価書名	生活保護事務 基礎項目評価書	生活保護事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山市は生活保護事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを怪訝させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山市は生活保護事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを怪訝させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	公表日	令和3年4月21日	2022/2/28	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護に関する事務	生活保護に関する事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に関する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に関する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 ⑦住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑧臨時特別給付金の支給及び返還に関する事務	事後	事前の報告が義務付けられていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月28日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15、63の項、同条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15、48条 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表2	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15、63、100の項、同条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15、48条、73条、別表第一告示 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表2	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号 (別表第二における情報照会の根拠) 1 別表第二の26、87の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44条 (別表第二における情報提供の根拠) 1 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59-2、59-3条	番号法第19条第8号、第9号 (別表第二における情報照会の根拠) 1 別表第二の26、87、121の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、44、59条の4 (別表第二における情報提供の根拠) 1 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 2 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59-2、59-3条	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和4年2月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	[1,000人以上1万人未満] 令和2年4月1日 時点	[1万人人以上10万人未満] 令和4年2月1日 時点	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年2月21日	評価書名	生活保護事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書	生活保護事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務 基礎項目評価書	事後	事前の報告が義務付けられていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	和歌山市は生活保護事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山市は生活保護事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護に関する事務及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務	生活保護に関する事務、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事務	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦臨時特別給付金の支給及び返還	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦臨時特別給付金の支給及び返還 ⑧電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給及び返還	事後	事前の報告が義務付けられていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15、63、100の項、同条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15、48、73条、別表第一告示 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の15、63、101の項、同条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15、48、74条、別表第一告示 和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表2	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつの時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	事前の報告が義務付けられていないため。
令和5年2月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500以上か いつの時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	事前の報告が義務付けられていないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦臨時特別給付金の支給及び返還 ⑧電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給及び返還	①生活保護申請の受理、訪問・資産調査及び保護の開始、廃止、停止、変更に関する事務 ②生活保護費の支給 ③就労自立給付金支給申請の受理、審査、決定に関する事務 ④就労自立給付金の支給 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 ⑥住民税非課税世帯等への確認書の発送、申請の受理、審査及び決定に関する事務 ⑦臨時特別給付金の支給及び返還 ⑧電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給及び返還 ⑨医療扶助のオンライン資格確認については以下の事務を行う ・生活保護システムから医療保険者等中間サーバ等へ特定個人情報の登録を行う。 ・医療保険者等向け中間サーバ等において資格履歴を管理する。(※) ・医療保険者等向け中間サーバ等において機関別符号の取得等を行う。(※) ※) 社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。	事前	
令和5年4月17日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①生活保護システム ②団体内統合宛名システム ③住民記録システム ④個人住民税システム ⑤中間サーバー	①生活保護システム ②団体内統合宛名システム ③住民記録システム ④個人住民税システム ⑤中間サーバー ⑥医療保険者等向け中間サーバー等 ⑦統合専用端末	事前	